

医療に関する情報提供の推進について

(医療機関情報の提供の推進)

- これまでの広告規制の緩和の経過
- 広告規制に関する最近の指摘
- 病院等の広告規制に係る関係規定
- インターネットによる情報提供について
- 病院・診療所の選択に際してのインターネットの利用状況
- WAM NET「病院・診療所情報検索システム」について
- 日本医療機能評価機構による病院機能評価について
- 日本医療機能評価機構による病院機能評価を広告している病院ホームページの例

(診療情報の提供の促進)

- 医療・介護分野の個人情報保護について
- 診療情報の提供等に関する指針の策定について

(根拠に基づく医療 (EBM) の推進)

- 根拠に基づく医療 (EBM) の推進

これまでの広告規制緩和の経過

制定当時

- 医師、歯科医師である旨
- 診療科名
- 病院等の名称、電話番号、所在地
- 診療に従事する医師、歯科医師の氏名
- 診療日又は診療時間
- 入院設備の有無
- 保険医療機関、救急病院等

平成4年改正

以下の項目を追加

- 院内案内（病院の場合）
- 療養型病床群の有無
- 開放型病院、紹介外来型病院、緩和ケア病棟の有無
- 予約診察、休日診療、往診
- 他の医療機関への紹介の実施
- 訪問看護

平成9年改正

以下の項目を追加

- 在宅医療
- 入院患者に対して提供する役割
- 医師、看護師等の員数
- 病床数、病室数
- 病室、機能訓練室等に関する事項
- 併設施設の名称

平成13年改正

以下の項目を追加

- 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供していること
- （財）日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果
- 治験に関する事項
- 医師、歯科医師の略歴、年齢、性別
- 共同利用することができる医療機器

平成14年改正の緩和事項

◇医療の内容に関する情報

- 専門医の認定
- 治療方法
- 手術件数、分娩件数、平均在院日数、疾患別患者数

◇医療機関の構造設備・人員配置に関する情報

- 医師・看護師等の患者数に対する配置割合
- 売店、食堂、一時保育サービス等

◇医療機関の体制整備に関する情報

- セカンドオピニオンの実施
- 電子カルテの導入
- 患者相談窓口の設置
- 症例検討会の開催
- 入院診療計画の導入
- 医療安全のための院内管理体制

◇医療機関に対する評価

- （財）日本医療機能評価機構の個別評価結果

◇医療機関の運営に関する情報

- 病床利用率
- 理事長の略歴
- 外部監査
- 患者サービスの提供体制に係る評価（ISO9000s等）

◇その他

- 医療機関のホームページアドレス

広告規制に関する最近の指摘

1. 医療部会意見書（平成 14 年 3 月 28 日）

（2）広告規制の緩和

医療機関による広告の規制緩和については、今回は患者保護の観点から現行のポジティブリスト方式を前提とし、客観的で検証可能な事項については、原則として規制緩和することとした。具体的な項目については、別添のとおりである。

なお、医療機関の広告については、基本的に、虚偽広告、誇大広告など患者にとって有害となるもの以外は規制を原則撤廃すべき（ネガティブリスト方式）という意見があった。

また、広告規制緩和の具体的な項目についての主な考え方は以下のとおりである。

- ・ 「専門医」を認定する団体の取扱いに当たっては、客観性を担保するため、医学医術に関する団体の意見を聴くべきである。さらに、幅広い団体の意見を聴くべきであるという意見があった。
- ・ 「手術件数」、「分娩件数」、「患者数」、「平均在院日数」、「病床利用率」については、広告内容が容易に検証できるような仕組みが必要である。
- ・ 「死亡率」については、現状では、重症患者の受入拒否や危険度の高い手術を避けるなど、医療の提供に悪影響を及ぼす可能性が強いため、患者の重症度等について客観的に比較するための環境整備の状況を見極めつつ、継続検討とする。
- ・ 「病院・診療所を経営する法人の理事長の略歴」、「外部監査を受けている旨」については、「これからの医業経営の在り方に関する検討会」（座長：田中滋慶應義塾大学教授）における検討結果を踏まえて措置すべきである。
- ・ 「スタッフの略歴」、「専門看護師・認定看護師」、「看護実習病院」を広告事項にすることについては、医療関係職種全体に関わる問題であるので今後の検討課題とすべきである。
- ・ 「ISO 9000s」については、本来医療の質や機能を評価したものではないことに留意する必要がある。

2. 「医療分野における規制改革に関する検討会」報告書（平成16年1月29日）

II 医療に関する規制の将来のあり方

2. 主要な規制のあり方

(1) 患者・国民に対する情報提供の推進

- ③ このため、広告規制は更に緩和することが適当である。また、医師等の専門性や得意な分野、医療のプロセス、アウトカム情報などについての情報提供が進むよう、環境整備を行っていくことも大切である。
- ⑨ また、広告規制については、医療の質を直接評価できる手法の開発や国民に対する普及啓発を進めながら、将来的には、ネガティブリスト方式にすることも考えられる。

III 当面取り組むべき規制の改革

上記のような患者・国民の視点に立った規制の将来のあり方の実現に向けて、当面、次のような規制の改革に取り組むことが適当であり、必要に応じ個別の検討会を開催することも含め、対応すべきである。

1. 患者・国民に対する情報提供の推進、患者・国民による選択と医療機関の競争の促進

③ 広告規制の緩和

広告規制については、今後とも逐次緩和を図る。その際、具体的には、例えば、次の事項について検討する。

- ・ 検査又は画像診断の方法、医療機器に関する事項
- ・ 院内感染対策に関する事項
- ・ その医療機関で働く医療資格者が受けた教育や研修に関する事項
- ・ 看護師の専門性に関する事項
- ・ その医療機関が医療資格者の養成所の実習施設であること
- ・ その医療機関の施設の写真又は映像

3. 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）

広告規制の緩和

患者の選択が尊重される患者本位の医療サービスの実現のために、現在の広告規制を見直し、将来のネガティブリスト化を視野に入れつつ、当面は、現在広告が許されている内容・範囲の大幅な拡大を図るとともに（ポジティブリストの積極的拡大）、関係者の要望にもかかわらずポジティブリストへの掲載が困難な場合の説明責任を明確にする。

病院等の広告規制に係る関係規定

◎医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

【医業等に関する広告制限】

第六十九条 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

- 一 医師又は歯科医師である旨
- 二 次条第一項の規定による診療科名
- 三 次条第二項の規定による診療科名
- 四 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 五 常時診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
- 六 診療日又は診療時間
- 七 入院設備の有無
- 八 紹介をすることができる他の病院又は診療所の名称
- 九 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨
- 十 前各号に掲げる事項のほか、第十四条の二第一項第四号に掲げる事項
- 十一 その他厚生労働大臣の定める事項

2～4 （略）

【診療科名】

第七十条 前条第一項第二号の規定による診療科名は、医業及び歯科医業につき政令で定める診療科名とする。

- 2 前条第一項第三号の規定による診療科名は、前項の規定による診療科名以外の診療科名であつて当該診療に従事する医師又は歯科医師が厚生労働大臣の許可を受けたものとする。

3～5 （略）

◎医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）

（広告することができる診療科名）

第五条の十一 法第七十条第一項に規定する政令で定める診療科名は、次のとおりとする。

- 一 医業については、内科、心療内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、

整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、リハビリテーション科及び放射線科

二 歯科医業については、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科

2 前項第一号に掲げる診療科名のうち、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に掲げる診療科名に代えることができる。

一 神経科 神経内科

二 消化器科 胃腸科

三 皮膚泌尿器科 皮膚科又は泌尿器科

四 産婦人科 産科又は婦人科

◎医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項(平成十四年厚生労働省告示第百五十八号)

一 保険医療機関又は特定承認保険医療機関である旨

二 健康保険病院、健康保険診療所、社会保険病院又は社会保険診療所である旨

三 船員保険病院又は船員保険診療所である旨

四 国民健康保険病院又は国民健康保険診療所である旨

五 労災保険指定病院、労災保険指定診療所、労災保険二次健診等給付病院又は労災保険二次健診等給付診療所である旨

六 母体保護法指定医である旨

七 臨床研修指定病院、歯科医師臨床研修指定病院又は歯科医師臨床研修指定診療所である旨

八 身体障害者福祉法指定医、更生医療指定病院又は更生医療指定診療所である旨

九 精神保健指定医、精神保健指定病院又は応急入院指定病院である旨

十 生活保護指定医、生活保護指定歯科医、生活保護指定病院又は生活保護指定診療所である旨

十一 結核予防法指定病院又は結核予防法指定診療所である旨

十二 救急医療を提供している病院又は診療所である旨

十三 養育医療指定病院、養育医療指定診療所、育成医療指定病院又は育成医療指定診療所である旨

- 十四 戦傷病者特別援護法指定病院又は戦傷病者特別援護法指定診療所である旨
- 十五 公害医療機関である旨
- 十六 外国医師臨床修練指定病院又は外国歯科医師臨床修練指定病院である旨
- 十七 原子爆弾被爆者医療指定病院、原子爆弾被爆者医療指定診療所、原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱病院又は原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱診療所である旨
- 十八 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関である旨
- 十九 昭和四十八年四月十七日衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付を行っている旨
- 二十 昭和四十九年五月十四日厚生省発児第百二十八号厚生事務次官通知「小児慢性特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付を行っている旨
- 二十一 平成五年七月二十八日健医発第八百二十五号厚生省保健医療局長通知「エイズ治療の拠点病院の整備について」によるエイズ治療の拠点病院である旨
- 二十二 基本診療料の施設基準等（平成十六年厚生労働省告示第四十九号）に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出たものである旨
- 二十三 特掲診療料の施設基準等（平成十六年厚生労働省告示第五十号）に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出たものである旨
- 二十四 入院時食事療養の基準等（平成六年厚生省告示第二百三十八号）に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長に届け出たものである旨
- 二十五 指定居宅サービス事業者又は指定介護療養型医療施設である旨
- 二十六 別に厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師及び歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨
- 二十七 実施している治療の方法（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号）又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第七十二号）に規定するものに限る。）
- 二十八 当該医療機関で行われた手術の件数（健康保険法の規定によ

る療養に要する費用の額の算定方法又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定するものに限る。)

二十九 当該医療機関で行われた分べんの件数

三十 平均在院日数

三十一 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果
(個別の審査項目に係るものを含む。)

三十二 当該医療機関の情報の伝達の用に供する電気通信設備を識別するための記号

三十三 予約に基づく診察の実施

三十四 休日又は夜間における診療の実施

三十五 往診の実施

三十六 在宅医療の実施

三十七 訪問看護に関する事項

三十八 健康診査の実施

三十九 保健指導又は健康相談の実施

四十 予防接種の実施

四十一 健康保険法第四十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養(平成六年厚生省告示第二百三十六号)又は老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成六年厚生省告示第二百五十一号)に規定する療養の実施

四十二 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第七項に規定する治験に関する事項

四十三 費用の支払方法又は領収に関する事項

四十四 入院患者に対して当該医療機関が提供する役務(医療の内容に関するものを除く。)及びそれに要する費用

四十五 医師又は歯科医師の略歴、年齢及び性別

四十六 患者数

四十七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業員の員数及び患者数に対するこれらの従業員の配置割合

四十八 病床数又は病室数

四十九 診療録を電子化している旨

五十 入院診療計画を導入している旨

五十一 他の医師又は歯科医師の意見を求める患者に対する協力体制を確保している旨

五十二 当該医療機関内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保している旨

五十三 当該医療機関内において症例を検討するための会議を開催している旨

- 五十四 安全管理のための体制を確保している旨
- 五十五 共同利用をすることができる医療機器に関する事項
- 五十六 病室、機能訓練室、談話室、食堂又は浴室に関する事項（医療の内容に関するものを除く。）
- 五十七 対応することができる言語
- 五十八 介護老人保健施設又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる業務を専ら行うための施設であって、当該医療機関の同一敷地内に併設されているものの名称
- 五十九 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は介護老人保健施設の名称
- 六十 当該医療機関の施設内に設置された店舗等の名称及びその業務の種類
- 六十一 駐車設備に関する事項
- 六十二 理事長の略歴、年齢及び性別
- 六十三 平均病床利用率
- 六十四 外部監査を受けている旨
- 六十五 財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録をしている旨
- 六十六 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事の定める事項

インターネットによる情報提供について

Ⅰ. 基本的考え方 ～「インターネット等による医療情報に関する検討会」報告書（平成 14 年 12 月 26 日）より抜粋

現在、医療機関がホームページ上で提供している情報については、患者が当該医療機関について知ることを欲して当該ホームページにアクセスして取得するものであることから、医療法上の広告には当たらないと考えられており、その内容に対する規制は行われていない。患者・国民に対する医療情報の提供を一層推進していく必要がある現状を踏まえると、医療法による規制の対象とするのは適当ではない。したがって、インターネットによって患者・国民に提供される情報の内容については、基本的には、医療法によって規制するのではなく、提供者の自主的な判断にゆだねることとするのが適当であると考える。

Ⅱ. インターネットによる情報提供に係る提言

1. 「インターネット等による医療情報に関する検討会」報告書（平成 14 年 12 月 26 日）

おわりに

この報告書は、我が国の医療の質の一層の向上と効率化を図るための医療提供体制の改革を推進する一環として、国民の医療に対する意識の変化と我が国におけるインターネットの普及状況などを踏まえて、インターネットによる適正な医療情報の提供を推進し、患者・国民の選択を尊重した医療の提供を促進しようとするものである。この報告書のポイントをまとめると、次のようになる。

- ① インターネットを通じて患者・国民に医療情報を提供するに当たっては、公的機関、医療機関、民間団体等によってそれぞれの特色を生かして様々な情報が積極的に提供されることが、患者・国民による医療機関の選択に資すること。
- ② 患者・国民に提供される医療情報については、公的機関にあっては客観的・検証可能な情報を積極的に提供し、さらに、医療機関、民間団体等にあっては特色ある多様な情報も提供していくことが望まれること。
- ③ インターネットによって患者・国民に提供される情報の内容については、基本的には、医療法によって規制するのではなく、提供者の自主的な判断にゆだねつつ、その信頼性を確保するための方策を講じることが必要であること。
- ④ この場合において、民間団体等による自主的な取組を図ることを基本的な考え方とし、具体的方策についてはインターネットによる医療情報の提供の進展等を踏まえて更に検討していく必要があること。

2. e-Japan 重点計画-2004 (平成 16 年 6 月 15 日)

II 2005 年の目標達成への施策の重点化・体制整備と 2006 年以降に向けての布石

〔1〕 2005 年の目標達成への施策の重点化

〔1-2〕 先導的 7 分野

1. 医療

(2) 具体的施策

2) IT を活用した医療に関する情報の提供

ウ) 医療機関の情報公開の促進 (厚生労働省)

ホームページを持っている病院の一覧の公開など医療機関の情報公開を促進するための具体的方策について、ホームページの運用のあり方なども含めたインターネットによる医療情報の信頼性の確保方策と併せて検討を行い、2005 年度中に結論を得て、速やかに所要の措置を講ずる。